

## 法務局地図作成事業について（お知らせ）

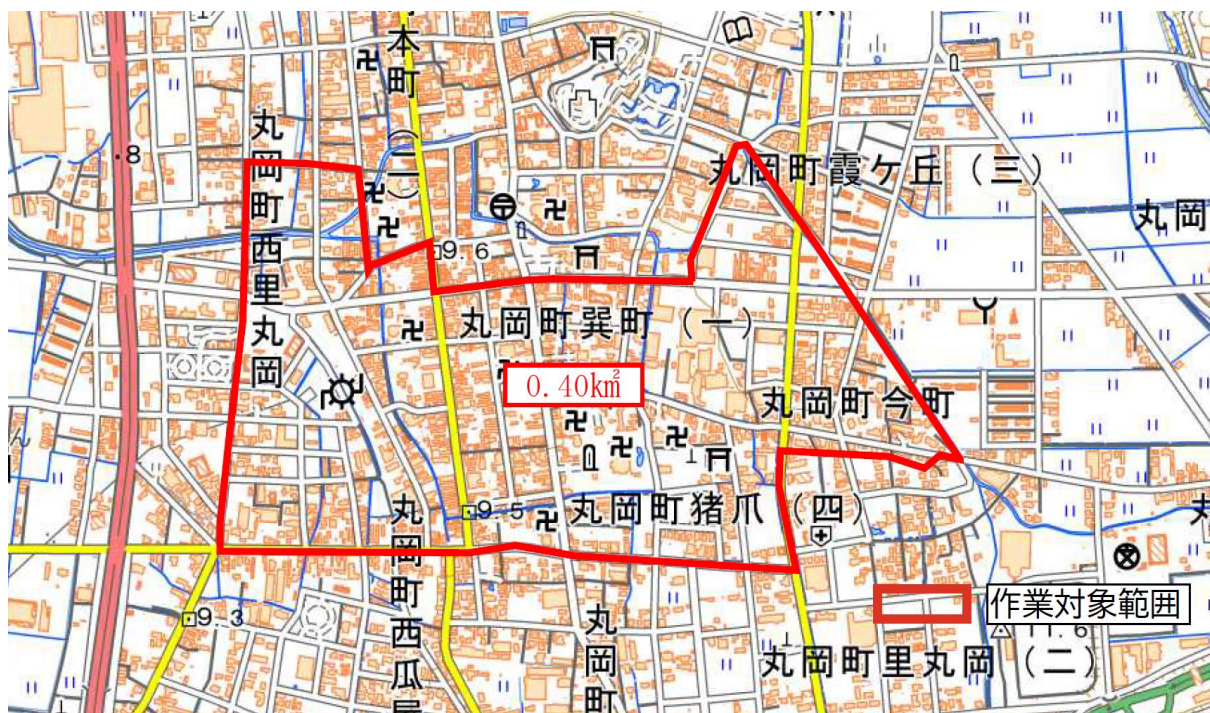
福井地方法務局

### ◇ 法務局地図作成事業について

福井地方法務局では、令和7年度から令和8年度にかけて、**坂井市丸岡町石城戸町一丁目ほか地区**（※）において、不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成しております。

地区内の地権者様及び隣接地区の地権者様に対しましては、境界の立会いをお願いするための通知を发出させていただきますので、この地図作成の趣旨を御理解いただき、御協力をよろしくお願いいたします。

### 作業範囲



※ 坂井市丸岡町石城戸町一丁目、石城戸町四丁目、巽町一丁目、谷町一丁目、谷町三丁目、富田町一丁目、東陽二丁目、里丸岡一丁目、西瓜屋3字、西瓜屋6字、西瓜屋15字、西瓜屋16字、西里丸岡8字、西里丸岡11字、猪爪四丁目、猪爪3字、一本田中35字の一部、石城戸町二丁目、石城戸町三丁目、巽町二丁目、巽町三丁目、谷町二丁目、東陽一丁目、富田町二丁目、猪爪26字、今町、西瓜屋2字、西里丸岡12字、西里丸岡13字、西里丸岡14字、西里丸岡15字の全部

### ◇ 地図作成の効果

不動産登記法第14条第1項に定める地図は、国家基準点に基づいた測量により作成するもので、土地の位置や形状を正確に特定することができるようになります。

その結果、境界標識の亡失、破損等で境界の位置が分からなくなっても、この地図に基づいて境界の位置を復元することができ、また、境界に関する争いを未然に防ぐこともできるようになります。さらに、地図が作成されることにより、土地取引や開発事業の用地取得などを円滑に行うことができ、土地の流動化や有効利用を推進することができます。

### ◇ 作業期間等

作業期間	令和9年3月31日まで
計画機関	福井地方法務局
作業実施機関	公益社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### ◇ お問い合わせ・連絡先

〒910-0236

坂井市丸岡町本町二丁目8番地 本町ビル2階

福井地方法務局 地図作成現地事務所

電話 (0776) 67-3520 (令和9年1月31日まで)

開庁時間 (平日) 午前9時00分から午後4時00分まで

